



福岡医発第 1092 号（総）
平成 25 年 7 月 24 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

携帯による医療用麻薬等の輸入・輸出に係る手続きの改正について

標記の件につきまして、日本医師会を通じ厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長より別添のとおり通知が参りました。

本件は、「携帯による医療用麻薬等の輸入・輸出に係る手続きについて」（福岡医発第 1763 号（総）平成 13 年 1 月 19 日付）にて通知しておりましたが、今般、「携帯による医療用麻薬等の輸入・輸出手続きに関する手引き」の改訂が行われたことについて周知を求めるものです。改訂内容については新旧対照表をご確認下さい。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、会員への周知方ご高配賜りますようお願いいたします。

小郡三井医師会より

麻薬担当理事 島田昇二郎
会長 蒲池 壽

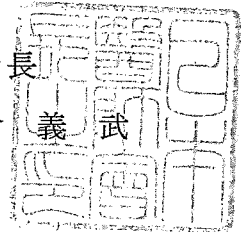
日医発第 363 号（地 I 84）

平成 25 年 7 月 19 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会 会長

横 倉



携帯による医療用麻薬等の輸入・輸出に係る手続きの改正について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長より都道府県衛生主管部（局）長等に対し「携帯による医療用麻薬等の輸入・輸出に係る手続きの改正について」の通知が発出されるとともに本会に対しても周知方依頼がありました。

医療用麻薬等の携帯輸入・輸出の手続きについては「携帯による医療用麻薬等の輸入・輸出に係る手続きについて」（平成 13 年 1 月 11 日付（地 I 136）にて貴会宛に送付済）により取り扱われております。本通知は、「携帯による医療用麻薬等の輸入・輸出手続きに関する手引き」の改訂が別添のとおり行われたことについて周知を求めるものです。改訂内容については新旧対照表をご確認下さい。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係機関等への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。



薬食監麻発0701第6号
平成25年7月1日

公益社団法人
日本医師会会長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



携帯による医療用麻薬等の輸入・輸出に係る手続きの改正について

医療用麻薬等の携帯輸入・輸出の手続きについては、「携帯による医療用麻薬等の輸入・輸出に係る手続きについて」（平成12年12月28日付け医薬麻第2488号厚生省医薬安全局麻薬課長通知）により取り扱われているところですが、今般別添写しのとおり「携帯による医療用麻薬等の輸入・輸出手続きに関する手引き」の改訂を行ったので、関係者へのご周知方ご配慮願います。

なお、「携帯による医療用麻薬等の輸入・輸出手続きに関する手引き」（平成12年12月28日付け医薬麻第2488号厚生省医薬安全局麻薬課長通知）は廃止します。

薬食監麻発0701第5号
平成25年7月1日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿
各地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長

携帯による医療用麻薬等の輸入・輸出に係る手続きの改正について

医療用麻薬等の携帯輸入・輸出の手続きについては、「携帯による医療用麻薬等の輸入・輸出に係る手続きについて」（平成12年12月28日付け医薬麻第2488号厚生省医薬安全局麻薬課長通知）により取り扱われているところであるが、今般別添のとおり「携帯による医療用麻薬等の輸入・輸出手続きに関する手引き」の改訂を行ったので、関係者へのご周知方ご配慮願いたい。

なお、「携帯による医療用麻薬等の輸入・輸出手続きに関する手引き」（平成12年12月28日付け医薬麻第2488号厚生省医薬安全局麻薬課長通知）は廃止する。

(別添)

携帯による医療用麻薬等の輸入・輸出手続きに関する手引き

本手引きは、日本へ入国（又は日本から出国）する時に携帯して医療用麻薬等を輸入（輸出）するための手続きを説明したものです。

渡航先においては日本と異なる法規制を行っている場合があります。当該国への麻薬等の携帯輸入若しくは当該国からの携帯輸出の可否等不明な点がありましたら、各国の在日大使館等にお問い合わせいただき、事前に許可等が必要な場合には、その許可等取得の手続きについても併せて問い合わせ、トラブル等の発生のないよう注意してください。

第1 医療用麻薬

麻薬は、厚生労働大臣の許可を受けた麻薬輸入業者（麻薬輸出業者）でなければ、輸入（輸出）することができないと「麻薬及び向精神薬取締法」で定められています。

ただし、自己の疾病の治療の目的（麻薬中毒の治療の目的は除く。以下同じ）で麻薬を施用されている方が出入国する場合には例外規定が設けてられており、事前に地方厚生（支）局長の許可を受ければ、その麻薬を携帯して輸入（輸出）することができることとなっています。

（1）申請手続き

地方厚生（支）局長の許可に係る申請方法は次のとおりです。

1）申請に必要な書類

①医師の診断書 1部

患者（申請者）の住所、氏名、麻薬の施用を必要とする理由（病名）、1日当たりの麻薬処方量を記載した診断書

②麻薬携帯輸入許可申請書 1部（日本に医療用麻薬を携帯して入国する場合）

③麻薬携帯輸出許可申請書 1部（日本から医療用麻薬を携帯して出国する場合）

④返信用封筒 1枚

サイズは、長3用以上のもの。宛先を明記してください。送料は自己負担です。簡易書留以上の返信手段を推奨します。

（輸入と輸出の両方を申請した場合、送付する書類の総重量は **25g** を超えることになります。必要な代金分の切手を貼付してください。）

〈参考〉

- ・ 定型郵便物：50g 以内 90 円
- ・ 簡易書留：上記料金+300 円
- ・ 外国で手続きをする際は、金額を確認のうえ、必要な代金分の小切手などを同封してください。

※②、③については原則として、麻薬を施用されている患者さん本人が申

請書に記入していただきますが、種々の事情により医師または患者さんの家族等が代筆しても差し支えありません。〔(2)9) 代筆した場合参照〕

※輸出し再び輸入する場合（医療用麻薬を外国に持って行き、残った麻薬を日本に持ち帰る場合）又は、輸入し再び輸出する場合（医療用麻薬を外国から持って日本に入り、再度残りの麻薬を持って日本から出る場合）には、①の診断書と②及び③の申請書双方が必要です。

2) 提出先

- ①申請者の住所を管轄する地方厚生（支）局麻薬取締部
- ②入院中の場合は、病院・診療所の所在地を管轄する地方厚生（支）局麻薬取締部（前記①でも差し支えありません。）
- ③海外在住の場合は、入国予定の空港等を管轄する地方厚生（支）局麻薬取締部

3) 提出期限

申請書の送付及び許可書の送付に要する期間を考慮し、出国日又は入国日の2週間前までに提出してください。

もし、申請から出入国日までに時間的余裕がない場合には、必ず地方厚生（支）局麻薬取締部に直接電話等して相談してください。

(2) 申請書の作成要領

麻薬携帯輸入（輸出）許可申請書は、麻薬を日本から輸出する場合は「輸入」を、国外から日本に輸入する場合は「輸出」を二重線で消してください。

1) 携帯して輸入（輸出）しようとする麻薬

麻薬の品名（商品名を記載した場合は、括弧書きで成分名を併記）・含有量・数量を正確に記入してください。

なお、出国した後入国する場合で、入国する際の麻薬の数量が確定できなければ、数量欄は「～錠（～ mg）以下」「～カプセル（～ mg）以下」等と記入してください。入国した後出国する場合も同様です。

2) 入国（出国）する理由

「観光のため」、「帰国のため」、「仕事のため」、「留学のため」等と記入してください。

3) 麻薬の施用を必要とする理由

「疾病の疼痛緩和のため」等と記入してください。

4) 入国（出国）の期間

麻薬携帯輸入許可申請書には入国日を、麻薬携帯輸出許可申請書には出国日を記入してください。申請時に入国（出国）日が確定していない場合には、「〇〇年〇〇月〇〇日から△△年△△月△△日の間に入国（出国）」と記載してください。

5) 入国（出国）港名

空港、港の正式名称を記入してください。

6) 住所

住所、住所のフリガナ及び郵便番号を記入してください。

7) 氏名

氏名を記入し、パスポートに記載されているローマ字を併記してください。
また、必ず申請者が押印してください。

8) 電話

申請書の記載内容について照会する場合がありますので、必ず連絡が取れるように連絡先を記載してください。

9) 代筆した場合

申請書を代筆した場合には、代筆者は、その旨を申請書の枠外の下部に記載し、署名・押印してください。

10) 訂正をした箇所には二重線を引き訂正印を押してください。

11) 申請用紙は厚生労働省地方厚生局麻薬取締部「麻薬取締官」ウェブサイト <http://www.nco.go.jp/shinsei.html> からダウンロードすることもできます。用紙サイズは、日本工業規格 A 4 縦です。

(3) 許可書等の提示

申請書類に不備がなく、許可が行われた場合には、麻薬携帯輸入（輸出）許可書（日本語で記載されたもの）と麻薬携帯輸入（輸出）許可証明書（英語で記載されたもの）の各 1 通が交付されます。

入国（出国）時に税関で、これらの許可書を提示してください。

(4) 注意事項

この麻薬携帯輸入（輸出）許可は、特定の患者さんが自己の疾病の治療の目的で施用を必要とするため医療用麻薬を携帯せざるを得ない場合に、当該患者さんが行う輸入（輸出）を認めるのであって、当該許可を受けても麻薬を郵便により輸入（輸出）したり、知人等に麻薬を託して輸入（輸出）することはできません。

必ず申請した患者さん本人が、携帯して麻薬を輸入（輸出）しなければなりませんので注意してください。

麻薬携帯輸入（輸出）許可申請書

携帯して輸入（輸出） しようとする麻薬	品 名	数 量
入国（出国）する理由		
麻薬の施用を必要とする理由		
入国（出国）の期間		
入国（出国）港名		
上記のとおり、麻薬を携帯して輸入（輸出）したいので申請します。 年 月 日 住所 氏名印 地方厚生（支）局長 殿		

（注意）用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

(記載例 1)

麻薬携帯~~輸入(輸出)~~許可申請書

携帯して 輸入(輸出) しようとする麻薬	品 名	数 量
	〇〇××錠 10mg (モルヒネ硫酸塩) △△□□散 5mg (オキシコドン塩酸塩)	10錠 (100mg) 20包 (100mg)
入国(出国) する理由	観光のため	
麻薬の施用を必要とする理由	疾病の疼痛緩和のため	
輸入(出国) の期間	平成〇〇年△△月××日	
入国(出国) 港名	成田国際空港	
上記のとおり、麻薬を携帯して 輸入(輸出) したいので申請します。 平成〇〇年△△月××日 フリガナ トウキョウト チヨダク カスミガセキ 住所 〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 ローマ字 KOSEI TARO 氏名 厚生 太郎 印 連絡先 03-5253-1111 (連絡先電話) 〇〇厚生局長 殿		

(注意) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

本申請書は主治医△△ ××が代筆しました。

代筆者署名 印

(記載例 2)

麻薬携帯輸入~~＝(輸出)＝~~許可申請書

	品 名	数 量
携帯して輸入 ＝(輸出)＝ しようとする麻薬	〇〇××錠 10mg (モルヒネ硫酸塩) △△□□散 5mg (オキシコドン塩酸塩)	10錠 (100mg) 20包以下 (100mg以下)
入国 ＝(輸出)＝ する理由	帰国のため	
麻薬 ＝(輸出)＝ の施用を 必要とする理由	疾病の疼痛緩和のため	
入国 ＝(出国)＝ の期間	平成〇〇年△△月××日	
入国 ＝(出国)＝ 港名	成田国際空港	
上記のとおり、麻薬を携帯して輸入＝(輸出)＝したいので申請します。 平成〇〇年△△月××日 フリガナ トウキョウト チョウタク カスミガセキ 住所 〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 ローマ字 KOSEI TARO 氏名 厚生 太郎 印 連絡先 03-5253-1111 (連絡先電話) 〇〇厚生局長 殿		

(注意) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

本申請書は主治医△△ ××が代筆しました。

代筆者署名 印

○麻薬携帯輸入（輸出）許可申請書提出先

地方厚生(支)局 麻薬取締部名	地方厚生（支）局麻薬取締部 所在地、電話番号、FAX 番号	管轄する 都道府県名
北海道厚生局 麻薬取締部	〒 060-0808 札幌市北区北八条西 2-1-1 札幌第 1 合同庁舎 tel:011-726-3131 fax:011-709-8063	北海道
東北厚生局 麻薬取締部	〒 980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎 tel:022-221-3701 fax:022-221-3713	青森県、岩手県 宮城県、秋田県 山形県、福島県
関東信越厚生局 麻薬取締部	〒 102-8039 東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎 1 7 階 tel:03-3512-8691 fax:03-3512-8689	茨城県、栃木県 群馬県、埼玉県 千葉県、東京都 神奈川県、山梨 県、長野県、 新潟県
東海北陸厚生局 麻薬取締部	〒 460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館 tel:052-951-6911 fax:052-951-6876	静岡県、愛知県 三重県、岐阜県 富山県、石川県
近畿厚生局 麻薬取締部	〒 540-0008 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館 tel:06-6949-6336 fax:06-6949-6339	福井県、滋賀県 京都府、大阪府 兵庫県、奈良県 和歌山県
中国四国厚生局 麻薬取締部	〒 730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館 tel:082-227-9011 fax:082-227-9174	鳥取県、島根県 岡山県、広島県 山口県
四国厚生支局 麻薬取締部	〒 760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎 tel:087-811-8910 fax:087-823-8810	徳島県、香川県 愛媛県、高知県
九州厚生局 麻薬取締部	〒 812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁舎 tel:092-472-2331 fax:092-472-2336	福岡県、佐賀県 長崎県、熊本県 大分県、宮崎県 鹿児島県、 沖縄県

※ 申請書の提出先については、前記の**第1(1)2**を参照してください。

第2 医療用向精神薬

「麻薬及び向精神薬取締法」で指定された向精神薬を処方されている患者さんが、自己の疾病の治療のために医療用向精神薬を携帯して出入国される際の、麻薬及び向精神薬取締法上の手続きは下記のとおりです。

医療用向精神薬の携帯輸出入の手続き

- ・ 注射剤以外の向精神薬
 - 1) 総量が下表に示す量以下の場合 手続き不要①
 - 2) 総量が下表に示す量を超える場合 書類を所持②
- ・ 注射剤の向精神薬 書類を所持③

※1 ここで「書類」とは、向精神薬を携帯して輸入（輸出）することが、自己の疾病の治療のため特に必要であることを証する書類（例えば、「処方せん」の写し」「患者の氏名及び住所並びに携帯を必要とする向精神薬の品名及び数量を記載した医師の証明書」）のことを言います。

※2 上記手続きは、特定の患者さんが自己の疾病の治療の目的で施用をするため向精神薬を携帯せざるを得ない場合に、本人が携帯して行う輸入（輸出）に適用されるのであって、郵便によって輸入（輸出）したり、知人等に託して向精神薬を輸入（輸出）することはできません。

① 携帯する向精神薬が注射剤以外（経口剤、坐剤など）の場合で、かつ、そのお薬に含まれる成分の総量が下表に示す量以下の場合には、手続きは不要です。（出入国時の無用なトラブルを避ける目的で上記※1の「書類」を所持することは差し支えありません。）

② 携帯する向精神薬が注射剤以外（経口剤、坐剤など）の場合でも、そのお薬に含まれる成分の総量が下表に示す量を超える場合には、出入国の際に上記※1の「書類」を所持していなければなりません。
特に、地方厚生（支）局長の許可書は交付されません。

③ 携帯する向精神薬が注射剤の場合には、下表に示す量にかかわらず、出入国の際に上記※1の「書類」を所持していなければなりません。
特に、地方厚生（支）局長の許可書は交付されません。

表

(第 1 種向精神薬)	
ジペプロール (9g) セコバルビタール (6g) フェネチリン (3g) フェンメトラジン (2.25g)	メクロカロン (9g) メチルフェニデート (1.8g) モダフィニル (6g)
(第 2 種向精神薬)	
アモバルビタール (9g) カチン (1.5g) グルテチミド (15g) シクロバルビタール (6.75g) ブタルビタール (4.5g)	ブプレノルフィン (36mg) フルニトラゼパム (60mg) ペンタゾシン (18g) ペントバルビタール (4.5g)
(第 3 種向精神薬)	
アミノレクス (300mg) アルプラゾラム (72mg) アロバルビタール (3g) アンフェプラモン (2.25g) エスクロルビノール (22.5g) エスタゾラム (120mg) エチナメート (30g) エチランフェタミン (1.8g) オキサゼパム (2.7g) オキサゾラム (1.8g) カマゼパム (1.8g) クアゼパム (900mg) クロキサゾラム (360mg) クロチアゼパム (900mg) クロナゼパム (180mg) クロバザム (2.4g) クロラゼブ酸 (900mg) クロルジアゼポキシド (1.8g) ケタゾラム (1.8g) ジアゼパム (1.2g) セクブタバルビタール (3.6g) ゾルピデム (300mg) テトラゼパム (12g) テマゼパム (900mg) デロラゼパム (180mg) トリアゾラム (15mg)	ピナゼパム (600mg) ビニルビタール (4.5g) ピプラドロール (180mg) ピロバレロン (2.4g) フェノバルビタール (6g) フェンカンファミン (1.8g) フェンジメトラジン (3.15g) フェンテルミン (1.125g) フェンプロポレクス (360mg) ブトバルビタール (6g) プラゼパム (600mg) フルジアゼパム (22.5mg) フルラゼパム (900mg) ブロチゾラム (15mg) プロピルヘキセドリン (2.25g) ブロマゼパム (450mg) ペモリン (6g) ベンツフェタミン (1.5g) マジンドール (90mg) ミダゾラム (450mg) メソカルブ (900mg) メダゼパム (900mg) メチプリロン (12g) メチルフェノバルビタール (12g) メフェノレクス (1.41g) メプロバメート (18g)

ニトラゼパム (450mg)	レフェタミン (3g)
ニメタゼパム (150mg)	ロフラゼプ酸エチル (60mg)
ノルダゼパム (450mg)	ロプラゾラム (60mg)
ハラゼパム (4.8g)	ロラゼパム (90mg)
バルビタール (18g)	ロルメタゼパム (60mg)
ハロキサゾラム (300mg)	

※ 上表にはお薬の成分の一般名が記されています。いわゆるお薬の名称とは異なる場合があります。処方されているお薬がこれら向精神薬を含んでいるか否かについては、医師、歯科医師、薬剤師などに確認してください。

第3 その他の薬物

- 1) ジアセチルモルヒネ（ヘロイン）、あへん末、覚醒剤（アンフェタミン・メタンフェタミン）

これらのものはいずれも、何人も輸入（輸出）することはできません。

- 2) 大麻

何人も、大麻から製造された医薬品を施用すること、施用のため交付すること、又は施用を受けることはできません。このため、自己の疾病の治療の目的であっても、携帯による輸入（輸出）はできません。

- 3) 覚醒剤原料

覚醒剤原料は、「覚せい剤取締法」の規定により、医療用の医薬品であっても、携帯による輸入（輸出）はできません。

ただし、以下に示すものは、覚せい剤取締法上、覚醒剤原料には該当しません。

- ・エフェドリン・プソイドエフェドリンとして 10%以下を含有する物
- ・メチルエフェドリンとして 10%以下を含有する物
- ・フェニル酢酸として 10%以下を含有する物
- ・ノルエフェドリン・フェニルプロパノールとして 50%以下を含有する物

※ また、この手続きのほか、医薬品を海外から輸入する際、別途手続きが必要な場合（一定数量を超えた医薬品を輸入する場合等）がありますので、詳しい内容については下記の地方厚生局の薬事監視専門官にお尋ねください。

- ・ 関東信越厚生局

電 話：048-740-0800

FAX：048-601-1336

- ・ 近畿厚生局

電 話：06-6942-4096

FAX：06-6942-2472

- ・ 九州厚生局沖縄麻薬取締支所

電 話：098-853-7100

FAX：098-834-8978

IMPORT / EXPORT NARCOTICS BY CARRYING

Any person who intends to enter Japan carrying narcotics (example: **morphine**, **codeine**, **oxycodone**, **pethidine**, **hydrocodone**) for his / her own medical use is required to obtain an advance permission from the Director-General of one of the eight Regional Bureaus of Health and Welfare, JAPAN based on the "Narcotics and Psychotropics Control Law".

Narcotics can not be imported / exported for treatment of the addiction.

Described below are the necessary procedures for obtaining an advance permission from the Director-General, Regional Bureau of Health and Welfare, JAPAN to enter / leave Japan carrying narcotics for his / her medical use.

1 Procedures:

The following documents should be submitted to Narcotics Control Department of one of the eight Regional Bureaus of Health and Welfare in advance (see attached).

2 Required documents:

1) Application form (see appendix)

- ※ When the re-import (re-export) of the narcotics are foreseen, separate application forms for the import (required for entering Japan carrying narcotics) and for the export (required for departing Japan carrying narcotics) should be submitted together.
- ※ The estimated quantity of narcotics remaining at the point of departure should be indicated in the application form for the re-export.

2) Medical certificate

A medical certificate by his / her doctor identifying the disease, the necessity of narcotics for his / her treatment, the names of narcotics and their quantities prescribed should be submitted together with the application forms.

3 Two weeks is necessary to process the application. In case of urgency, please send by fax the application forms with medical certificate at least two weeks before your arrival / departure in / from Japan.

(The original forms should still be sent by air-mail.)

APPLICATION FORM (IMPORT)

This format to be used in applying for permission to **import** narcotics by carrying.

Narcotics to be imported by carrying	Name of narcotics	Quantity
Reason for the entry into Japan		
Reason for the necessity for narcotics use		
Time of entry into Japan		
Name of port of entry		
As stated above, I hereby apply for permission to import narcotics by carrying. Date: _____ Address: _____ Phone: _____ Fax: _____ E-mail: _____ Signature: _____ Name: _____ To: Director-General Regional Bureau of Health and Welfare		

- ※ This form should be typed or printed.
- ※ Separate application forms for each **Import** and **Export** of narcotics are required.

APPLICATION FORM (EXPORT)

This format to be used in applying for permission to **export** narcotics by carrying.

Narcotics to be exported by carrying	Name of narcotics	Quantity
Reason for departure from Japan		
Reason for the necessity for narcotics use		
Time of departure from Japan		
Name of port of departure		
As stated above, I hereby apply for permission to export narcotics by carrying. Date: Address: Phone: Fax: E-mail: Name: Signature: To: Director-General Regional Bureau of Health and Welfare		

- ※ This form should be typed or printed.
- ※ Separate application forms for each **Import** and **Export** of narcotics are required.

SAMPLE (1)

**APPLICATION FORM
(IMPORT)**

This format to be used in applying for permission to **import** narcotics by carrying.

Narcotics to be imported by carrying	Name of narcotics	Quantity
	○○×× 10mg (Morphine sulfate) △△□□ 5 m g (Oxycodone hydrochloride)	10 tabs. (100mg) 20 packs (100 mg)
Reason for the entry into Japan	To attend the International Conference of ABC	
Reason for the necessity for narcotics use	To alleviate pain associated with the medical condition	
Time of entry into Japan	20 February 2001	
Name of port of entry	Narita International Airport	
As stated above, I hereby apply for permission to import narcotics by carrying. Date: 20 January 2001 Address: A-123, Washington, St. New York U.S.A. Phone: 1-123-456-7890 Fax: 1-123-456-9999 E-mail: abcde@fg.hi Name: Sherlock Holmes Signature: _____ To: Director-General Kanto-Shin'etsu Regional Bureau of Health and Welfare		

- ※ This form should be typed or printed.
- ※ Separate application forms for each **Import** and **Export** of narcotics are required.

SAMPLE (2)

APPLICATION FORM (EXPORT)

This format to be used in applying for permission to **export** narcotics by carrying.

Narcotics to be exported by carrying	Name of narcotics	Quantity		
	○○×× 10mg (Morphine sulfate) △△□□ 5mg (Oxycodone hydrochloride)	10 tabs or less (100mg or less) 20 packs or less (100mg or less)		
Reason for departure from Japan	To return to my country			
Reason for the necessity for narcotics use	To alleviate pain associated with the medical condition			
Time of departure from Japan	25 February 2001			
Name of port of departure	Narita International Airport			
As stated above, I hereby apply for permission to export narcotics by carrying.				
Date: 20 January 2001 Address: A-123, Washington, St. New York U.S.A. Phone: 1-123-456-7890 Fax: 1-123-456-9999 E-mail: abcde@fg.hi Name: Sherlock Holmes Signature:				
To: Director-General Kanto-Shin'etsu Regional Bureau of Health and Welfare				

-
- ※ This form should be typed or printed.
 - ※ Separate application forms for each **Import** and **Export** of narcotics are required.

IMPORT / EXPORT PSYCHOTROPICS BY CARRYING

Procedures for Import / Export of **psychotropics** by carrying

- 1) The psychotropics listed in the following Table can be imported / exported. If you intend to import / export the psychotropics equal to or less than the amount indicated in the Table (excluding injection form), you don't need a certificate written by your doctor nor the permission by authorities under the "Narcotics and Psychotropics Control Law".

- 2) If you intend to import / export the psychotropics more than the amount indicated in the Table or those in injection form, you should have a certificate written by your doctor identifying the disease, the necessity of the drug (psychotropics) for your treatment, the names of psychotropics and their quantities prescribed.

Table (List of Psychotropics)			
Schedule I		Schedule III	
Zipeprol	9 g	Triazolam	15 mg
Secobarbital	6 g	Nitrazepam	450 mg
Fenetylline	3 g	Nimetazepam	150 mg
Phenmetrazine	2.25 g	Nordazepam	450 mg
Mecloqualone	9 g	Halazepam	4.8 g
Methylphenidate	1.8 g	Barbital	18 g
Modafinil	6 g	Haloxazolam	300 mg
Schedule II		Pinazepam	600 mg
Amobarbital	9 g	Vinylbital	4.5 g
Cathine	1.5 g	Pipradrol	180 mg
Glutethimide	15 g	Pyrovalerone	2.4 g
Cyclobarbital	6.75 g	Phenobarbital	6 g
Flunitrazepam	60 mg	Fencamfamine	1.8 g
Butalbital	4.5 g	Phendimetrazine	3.15 g
Buprenorphine	36 mg	Phentermine	1.125 g
Pentazocine	18 g	Fenproporex	360 mg
Pentobarbital	4.5 g	Butobarbital	6 g
Schedule III		Prazepam	600 mg
Alprazolam	72 mg	Fludiazepam	22.5 mg
Aminorex	300 mg	Flurazepam	900 mg
Allobarbital	3 g	Propylhexedrine	2.25 g
Amfepramone	2.25 g	Brotizolam	15 mg
		Bromazepam	450 mg

Ethchlorvynol	22.5 g	Pemoline	6 g
Estazolam	120 mg	Benzfetamine	1.5 g
Ethinamate	30 g	Mazindol	90 mg
Etilamfetamine	1.8 g	Midazolam	450 mg
Oxazepam	2.7 g	Mesocarb	900 mg
Oxazolam	1.8 g	Medazepam	900 mg
Camazepam	1.8 g	Methyprylon	12 g
Quazepam	900 mg	Methylphenobarbital	12 g
Cloxazolam	360 mg	Mefenorex	1.41 g
Clotiazepam	900 mg	Meprobamate	18 g
Clonazepam	180 mg	Lefetamine	3 g
Clobazam	2.4 g	Ethyl loflazepate	60 mg
Clorazepate	900 mg	Loprazolam	60 mg
Chlordiazepoxide	1.8 g	Lorazepam	90 mg
Ketazolam	1.8 g	Lormetazepam	60 mg
Diazepam	1.2 g		
Secbutabarbital	3.6 g		
Zolpidem	300mg		
Tetrazepam	12 g		
Temazepam	900 mg		
Delorazepam	180 mg		

IMPORT / EXPORT OTHER DRUGS BY CARRING

1) Heroin, Opium powder, Methamphetamine / Amphetamine

No person shall import or export **heroin, opium powder, methamphetamine / amphetamine** (including their pharmaceutical forms).

2) Cannabis

No person shall import or export any forms of **cannabis**.

3) Stimulants raw materials

No person shall import / export **stimulant raw materials** (such as ephedrine, pseudoephedrine, including their pharmaceutical forms).

Import / Export for personal use, except for pharmaceuticals containing

- no more than 10% of ephedrine or
- no more than 10% of methylephedrine or
- no more than 10% of phenylacetic acid or
- no more than 50% of norephedrine (phenylpropanolamine)

which can be imported / exported without permission from authorities under the "Stimulants Control Law".

List of Narcotics Control Department,
Regional Bureau of Health and Welfare

Name of Narcotics Control Department	Location, Telephone, Facsimile	Area in charge
Narcotics Control Department, Hokkaido Regional Bureau of Health and Welfare	〒 060-0808 1-1, Nishi 2 chome, Kita 8 jo, Kita-ku Sapporo-shi tel:81-11-726-3131 fax:81-11-709-8063	Hokkaido
Narcotics Control Department, Tohoku Regional Bureau of Health and Welfare	〒 980-0014 2-23, Hon-cho 3 chome, Aoba-ku, Sendai-shi tel:81-22-221-3701 fax:81-22-221-3713	Aomori, Iwate, Miyagi, Akita Yamagata, Fukushima
Narcotics Control Department, Kanto-Shin'etsu Regional Bureau of Health and Welfare	〒 102-8039 2-1, kudanminami 1chome, chiyoda-ku, Tokyo-to tel:81-3-3512-8691 fax:81-3-3512-8689	Ibaraki, Tochigi, Gunma, Saitama, Chiba, Tokyo, Kanagawa, Yamanashi, Nagano, Niigata
Narcotics Control Department, Tokai Hokuiku Regional Bureau of Health and Welfare	〒 460-0001 5-1, Sannomaru 2 chome, Naka-ku, Nagoya-shi tel:81-52-951-6911 fax:81-52-951-6876	Shizuoka, Aichi, Mie, Gifu, Toyama, Ishikawa
Narcotics Control Department, Kinki Regional Bureau of Health and Welfare	〒 540-0008 1-76, Otemae 4 chome, Chuo-ku, Osaka-shi tel:81-6-6949-6336 fax:81-6-6949-6339	Fukui, Shiga, Kyoto, Osaka, Hyogo, Nara, Wakayama
Narcotics Control Department, Chugoku-Shikoku Regional Bureau of Health and Welfare	〒 730-0012 6-30, Kami-Hacchobori, Naka-ku, Hiroshima-shi tel:81-82-227-9011 fax:81-82-227-9174	Tottori, Shimane, Okayama, Hiroshima, Yamaguchi
Narcotics Control Department, Shikoku Regional Bureau of Health and Welfare	〒 760-0019 3-33, sunport, Takamatsu-shi tel:81-87-811-8910 fax:81-87-823-8810	Tokushima, Kagawa, Ehime, Kouchi
Narcotics Control Department, Kyushu Regional Bureau of Health and Welfare	〒 812-0013 10-7, Hakataeki Higashi 2 chome Hakata-ku, Fukuoka-shi tel:81-92-472-2331 fax:81-92-451-4539	Fukuoka, Saga, Nagasaki, Kumamoto, Oita, Miyazaki Kagoshima, Okinawa

Your application should be submitted to the Narcotics Control Department mentioned above.

- ① In case you will enter Japan; To the Narcotics Control Department in charge of the area where you will enter into Japan.
- ② In case you are hospitalized in Japan; To the Narcotics Control Department in charge of the area where the hospital is located.
- ③ In case you live in Japan; To the Narcotics Control Department in charge of the area where your domicile is located.

改正後	改正前									
携帯による医療用麻薬等の輸入・輸出手続きに関する手引き	携帯による医療用麻薬等の輸入・輸出手続きに関する手引き									
本手引きは、日本へ入国（又は日本から出国）する時に携帯して<u>医療用麻薬等</u>を輸入（輸出）するための手続きを説明したものです。 渡航先においては日本と異なる法規制を行っている場合があります。当該国への麻薬等の携帯輸入若しくは当該国からの携帯輸出の可否等不明な点がありましたら、各国の在日大使館等にお問い合わせ<u>いただき</u>、事前に許可等が必要な場合には、その許可等取得の手続きについても併せて問い合わせ、トラブル等の発生のないよう<u>注意</u>してください。	本手引きは、日本へ入国（又は日本から出国）する時に携帯して麻薬等を輸（輸出）するための手続きを説明したものです。 渡航先においては日本と異なる法規制を行っている場合があります。当該国への麻薬等の携帯輸入若しくは当該国からの携帯輸出の可否等不明な点がありましたら、各国の在日大使館等にお問い合わせ<u>頂き</u>、事前に許可等が必要な場合には、その許可等取得の手続きについても併せて問い合わせ、トラブル等の発生のないよう<u>ご留意</u>してください。									
削	※ この手続きのほか、医薬品を海外から輸入する場合に別途手続きが必要な場合がありますので、詳しい内容については地方厚生局の薬事監視専門官（下表にお尋ねください）。 表 <table><tr><th></th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td>関東信越厚生局 薬事監視専門官</td><td>03-5157-0516</td><td>03-5157-0523</td></tr><tr><td>東海北陸厚生局 薬事監視専門官</td><td>052-661-4134</td><td>052-661-4136</td></tr></table>		TEL	FAX	関東信越厚生局 薬事監視専門官	03-5157-0516	03-5157-0523	東海北陸厚生局 薬事監視専門官	052-661-4134	052-661-4136
	TEL	FAX								
関東信越厚生局 薬事監視専門官	03-5157-0516	03-5157-0523								
東海北陸厚生局 薬事監視専門官	052-661-4134	052-661-4136								

第1 医療用麻薬

麻薬は、厚生労働大臣の許可を受けた麻薬輸入業者（麻薬輸出業者）でなければ、輸入（輸出）することができないと「麻薬及び向精神薬取締法」で定められています。

ただし、自己の疾病の治療の目的（麻薬中毒の治療の目的を除く。以下同じ）で麻薬を施用されている方が出入国する場合には例外規定が設けられており、事前に地方厚生（支）局長の許可を受ければ、その麻薬を携帯して輸入（輸出）することができることとなっています。

(1) 申請手続き

地方厚生（支）局長の許可に係る申請方法は次のとおりです。

1) 申請に必要な書類

近畿厚生局

薬事監視専門官 0724-55-1284 0724-55-1295

九州厚生局沖縄

麻薬取締支所 098-854-2584 098-834-8978

薬事監視専門官

第1 医療用麻薬

麻薬は、厚生労働大臣の許可を受けた「麻薬輸入業者」・「麻薬輸出業者」でなければ、輸入・輸出することができないと「麻薬及び向精神薬取締法」で定められています。

ただし、自己の疾病の治療のために麻薬を使用されている方が出入国する場合には例外規定を設けており、事前に地方厚生（支）局長の許可を受ければ、その麻薬を携帯して輸入・輸出することができます。

(1) 申請手続き

地方厚生（支）局長の許可に係る申請方法は次のとおりです。

1. 申請に必要な書類

①医師の診断書 1部

患者（申請者）の住所、氏名、麻薬の施用を必要とする理由（病名）、1日当たりの麻薬処方量を記載した診断書

②麻薬携帯輸入許可申請書 1部（日本に医療用麻薬を携帯して入国する場合）

③麻薬携帯輸出許可申請書 1部（日本から医療用麻薬を携帯して出国する場合）

④返信用封筒 1枚

サイズは、長3用以上のもの。宛先を明記してください。送料は自己負担です。簡易書留以上の返信手段を推奨します。

（輸入と輸出の両方を申請した場合、送付する書類の総重量は25gを超えることになります。必要な代金分の切手を貼付してください。）

〈参考〉

・定型郵便物：50g以内 90円

・簡易書留：上記料金+300円

・外国で手続きをする際は、金額を確認のうえ、必要な代金分の小切手などを同封してください。

※②、③については原則として、麻薬を施用されている患者さん本人が申請書に記入していただきますが、種々の事情により医師または患者さんの家族等が代筆しても差し支えありません。〔(2)9) 代筆した場合参照〕

※輸出し再び輸入する場合（医療用麻薬を外国に持つ

①医師の診断書 1部

患者（申請者）の住所、氏名、麻薬の施用を必要とする理由、1日当たりの麻薬処方量を記載した診断書

②麻薬携帯輸入申請書 1部（日本に医療用麻薬を携帯して入国する場合に必要）

③麻薬携帯輸出申請書 1部（日本から医療用麻薬を携帯して出国する場合に必要）

※②、③については原則として、麻薬を使用されている患者さん本人が申請書に記入して頂きますが、種々の事情により医師または患者の家族等が代筆しても差し支えありません。〔(2)9) 代筆した場合 参照〕

※輸出し再び輸入する場合（医療用麻薬を外国に持

て行き、残った麻薬を日本に持ち帰る場合)又は、輸入し再び輸出する場合(医療用麻薬を外国から持って日本に入り、再度残りの麻薬を持って日本から出る場合)には、①の診断書と②及び③の申請書双方が必要です。

(2) 申請書の作成要領

1) ～ 3) (略)

4) 入国(出国)の期間

麻薬携帯輸入許可申請書には入国日を、麻薬携帯輸出許可申請書には出国日を記入してください。申請時に入国(出国)日が確定していない場合には、「〇〇年〇〇月〇〇日から△△年△△月△△日の間に入国(出国)」と記載してください。

5) 入国(出国)港名

空港、港の正式名称を記入してください。

6) (略)

7) 氏名

氏名を記入し、パスポートに記載されているローマ字を併記してください。

って行き、残った麻薬を日本に持ち帰る場合)又は、輸入し再び輸出する場合(医療用麻薬を外国から持って日本に入り、再度残りの麻薬を持って日本から出る場合)には、①の診断書と②及び③の申請書双方が必要です。

(2) 申請書の作成要領

1) ～ 3) (略)

4) 入国(出国)の期間

麻薬携帯輸入許可申請書には入国日を、麻薬携帯輸出許可申請書には出国日を記入してください。申請時に入国(出国)日が確定していない場合には、「〇〇年〇〇月〇〇日(予定)」と記載してください。

5) 入国(出国)港名及び便名

空港、港の正式名称を記入してください。
また、飛行機等の便名を記入してください。

6) (略)

7) 氏名

氏名を記入し、パスポートに掲載されているローマ字を併記してください。

また、必ず申請者が押印してください。

8) (略)

9) 代筆した場合

申請書を代筆した場合には、代筆者は、その旨を申請書の枠外の下部に記載し、署名・押印してください。

10) 訂正をした箇所には二重線を引き訂正印を押してください。

11) 申請用紙は厚生労働省地方厚生局麻薬取締部「麻薬取締官」ウェブサイト <http://www.nco.go.jp/shinsei.html> からダウンロードすることができます。用紙サイズは、日本工業規格A4縦です。

(3)(4) (略)

第2 医療用向精神薬

「麻薬及び向精神薬取締法」で指定された向精神薬を処方されている患者さんが、自己の疾病の治療のために医療用向精神薬を携帯して出入国される際の、麻薬及び向精神薬取締法上の手続きは下記のとおりです。

また、必ず押印してください。

8) (略)

9) 代筆した場合

申請書を代筆した場合には、代筆者は、その旨を申請書の下部に記載し、署名・押印してください。

10) 訂正をした個所には二重線を引き訂正印を押してください。

11) 申請用紙は交付しておりませんので、申請者自身がワープロ等で作成してください。用紙サイズは、日本工業規格A4縦です。

(3)(4) (略)

第2 医療用向精神薬

「麻薬及び向精神薬取締法」で指定された向精神薬を処方されている患者さんが、自己の疾病の治療のために医療用向精神薬を携帯して出入国される際の、麻薬及び向精神薬取締法上の手続きは下図のとおりです。

医療用向精神薬の携帯輸出入の手続き

・注射剤以外の向精神薬

1) 総量が下表に示す量以下の場合 手
続き不要①

2) 総量が下表に示す量を超える場合 書
類を所持②

・注射剤の向精神薬
書類を所持③

※1 ここで「書類」とは、向精神薬を携帯して輸入（輸出）することが、自己の疾病の治療のため特に必要であることを証する書類（例えば、「処方せんの写し」「患者の氏名及び住所並びに携帯を必要とする向精神薬の品名及び数量を記載した医師の証明書」）のことを言います。

※2 上記手続きは、特定の患者さんが自己の疾病の治療の目的で施用をするため向精神薬を携帯せざるを得ない場合に、本人が携帯して行う輸入（輸出）に適用されるのであって、郵便によって輸入（輸出）したり、知人等に託して向精神薬を輸入（輸出）することはできません。

図：医療用向精神薬の携帯輸出入の手続き

・注射剤以外の向精神薬

1) 総量が下表に示す量以下の場合 手
続き不要①

2) 総量が下表に示す量を超える場合 書
類を所持②

・注射剤の向精神薬
書類を所持③

※1 ここで「書類」とは、向精神薬を携帯して輸入（又は輸出）することが、自己の疾病の治療のため特に必要であることを証する書類（例えば、「処方せんの写し」「患者の氏名及び住所並びに携帯を必要とする向精神薬の品名及び数量を記載した医師の証明書」）のことを言います。

※2 上記手続きは、特定の患者さんが自己の疾病治療の目的で施用をするため向精神薬を携帯せざるを得ない場合に、本人が携帯して行う輸入（輸出）に適用されるのであって、郵便によって輸入・輸出したり、知人等に託して向精神薬を輸入・輸出することはできません。

① ～③ 略

表 略

※ 上表にはお薬の成分の一般名が記されています。いわゆるお薬の名前とは異なる場合があります。処方されているお薬がこれら向精神薬を含んでいるか否かについては、医師、歯科医師、薬剤師などに確認してください。

第3 その他の薬物

1) ジアセチルモルヒネ（ヘロイン）、あへん末、覚醒剤（アンフェタミン・メタンフェタミン）

これらのものはいずれも、何人も輸入（輸出）することはできません。

2) 削

2) 大麻

何人も、大麻から製造された医薬品を施用すること、施用

① ～③ 略

表 略

※ 上表にはお薬の成分の一般名が記されています。いわゆるお薬の名前とは異なる場合があります。ご自分の使用しているお薬がこれら向精神薬を含んでいるか否かについては、医師、歯科医師、薬剤師などに確認してください。

第3 その他の薬物

1) ジアセチルモルヒネ（ヘロイン）、あへん末、覚せい剤の場合

これらのものはいずれも、何人も輸入・輸出することはできません。

2) メサドンの場合

メサドンは、指定された病院において診療に従事する麻薬施用者が、当該病院に入院している患者にメサドンを施用する場合のみ施用が認められています。このため、メサドンの携帯による輸入・輸出は認められません。

3) 大麻の場合

何人も、大麻から製造された医薬品を施用すること、施

のため交付すること、又は施用を受けることはできません。
このため、自己の疾病の治療の目的であっても、大麻の携帯
による輸入（輸出）はできません。

3) 覚醒剤原料

覚醒剤原料は、「覚せい剤取締法」の規定により、医療
用の医薬品であっても、携帯による輸入（輸出）はできま
せん。

ただし、以下に示すものは、覚せい剤取締法上、覚醒剤
原料には該当しません。

- ・エフェドリン・プソイドエフェドリンとして 10%以下を含有する物
- ・メチルエフェドリンとして 10%以下を含有する物
- ・フェニル酢酸として 10%以下を含有する物
- ・ノルエフェドリン・フェニルプロパノールアミンとして 50%以下を含有する物

※ また、この手続きのほか、医薬品を海外から輸入
する際、別途手続きが必要な場合（一定数量を超え
た医薬品を輸入する場合等）がありますので、詳し
い内容については下記の地方厚生局の薬事監視専門
官にお尋ねください。

・ 関東信越厚生局

電 話：048-740-0800

FAX：048-601-1336

・ 近畿厚生局

用のため交付すること、又は施用を受けることはできませ
ん。このため、大麻の携帯による輸入・輸出はできません。

4) 覚せい剤原料の場合

医療用の医薬品であっても覚せい剤原料は、携帯による
輸入・輸出はできません。

電話：06-6942-4096
FAX：06-6942-2472
・九州厚生局沖縄麻薬取締支所
電話：098-853-7100
FAX：098-834-8978

IMPORT / EXPORT NARCOTICS BY CARRYING

Any person who intends to enter Japan carrying narcotics (example: morphine, codeine, oxycodone, pethidine, hydrocodone) for his / her own medical use is required to obtain an advance permission from the Director-General of one of the eight Regional Bureaus of Health and Welfare, JAPAN based on the "Narcotics and Psychotropics Control Law".

Narcotics can not be imported / exported for treatment of the addiction.

Described below are the necessary procedures for obtaining an advance permission from the Director-General, Regional Bureau of Health and Welfare, JAPAN to enter / leave Japan carrying narcotics for his / her medical use.

IMPORT / EXPORT NARCOTICS BY CARRYING

Any person who intends to enter Japan carrying narcotics (example: morphine, codeine, oxycodone, pethidine, hydrocodone) for his / her own medical use is required to obtain an advance permission from the Director-General of one of the eight Regional Bureaus of Health and Welfare, JAPAN.

Methadone can not be imported in any case because methadone may only be used for patients under compulsory hospitalization based on the "Narcotics and Psychotropics Control Law".

Described below are the necessary procedures for obtaining an advance permission from the Director-General, Regional Bureau of Health and Welfare, JAPAN to enter / leave Japan carrying narcotics for his / her medical use.

1 Procedures: 以下 (略) IMPORT / EXPORT OTHER DRUGS BY CARRING 1) ~ 2) (略) 3) Stimulants raw materials No person shall import / export stimulant raw materials (such as ephedrine, pseudoephedrine, including their pharmaceutical forms). Import / Export for personal use, except for pharmaceuticals containing -no more than 10% of ephedrine or -no more than 10% of methylephedrine or -no more than 10% of phenylacetic acid or -no more than 50% of norephedrine <u>(phenylpropanolamine),</u> which can be imported / exported without permission from authorities under the "Stimulants Control Law".	1 Procedures: 以下 (略) IMPORT / EXPORT OTHER DRUGS BY CARRING 1) ~ 2) (略) 3) Stimulants raw materials No person shall import / export stimulant raw materials (such as ephedrine, pseudoephedrine, including their pharmaceutical forms). Import / Export for personal use, except for pharmaceuticals containing -no more than 10% of ephedrine or -no more than 10% of methylephedrine or -no more than 10% of phenylacetic acid or -no more than 50% of norephedrine which can be imported / exported without permission from authorities under the "Stimulants Control Law".
---	--